

※ 許可番号	
※ 許可・更新年月日	

収入印紙
(消印しては
ならない。)

監理団体許可申請書

監理団体許可有効期間更新申請書

年 月 日

法務大臣
厚生労働大臣 殿

申請者

申請者は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第 26 条各号に規定する欠格事由（第 2 面記載）を確認するとともに、そのいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第 5 号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニのいずれにも該当しないものであることを誓約し、以下のとおり申請します。

1. 法第 23 条第 2 項の規定により下記のとおり監理団体の許可の申請をします。
2. 法第 31 条第 2 項の規定により下記のとおり監理団体の許可の有効期間の更新の申請をします。

記

1 申請者	(ふりがな) ①名称			
	②住所	〒 — (電話 — —)		
	(ふりがな) ③代表者の氏名			
	④法人番号			
	(ふりがな) ⑤役員の氏名、役職名及び住所		氏名	役職名
		i		住所
				〒 —
		ii		住所
				〒 —

		iii			〒	—	
		iv			〒	—	
		v			〒	—	
		vi			〒	—	
	(ふりがな) ⑥責任役員の氏名						
	⑦外部監査の措置		☐ 有（外部監査人の氏名又は名称： ） ☐ 無（指定外部役員の氏名： ）				
	⑧法人の種類		☐ 商工会議所 ☐ 商工会 ☐ 中小企業団体 ☐ 職業訓練法人 ☐ 農業協同組合 ☐ 漁業協同組合 ☐ 公益社団法人 ☐ 公益財団法人 ☐ その他（ ）				
	⑨団体監理型技能実習の 取扱職種の範囲等						
2 監理 事業を 行う事 業所	(ふりがな) ①名称						
	②所在地		〒 — (電話 — —)				
	監 理 責 任 者	(ふりがな) ③氏名					
		④住所	〒 — (電話 — —)				
	※事業所枝番号						
3 許可の別			☐ 一般監理事業 ☐ 特定監理事業				
4 外国の送 出機関	①氏名又は名称 (送出機関番号又は整 理番号を記載するこ と。)		送出 機関 番号			整理 番号	
	②住所						
	③代表者の氏名						
	④団体監理型技能実習 の申込みを取り次いで 送り出す技能実習生の 国籍又は地域						

5 取次ぎを受けずに団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合における団体監理型技能実習の申込みを受ける方法の概要	
6 許可年月日	年 月 日
7 許可番号	
8 監理事業を開始する予定年月日	年 月 日
9 団体監理型技能実習生からの相談に応じる体制の概要	
10 備考	

(注意)

- 1 ※印欄には、記載をしないこと。
- 2 許可を申請するときは、表題中「監理団体許可有効期間更新申請書」の文字及び第1面上方の2の全文を抹消すること。
- 3 許可の有効期間の更新を申請するときは、表題中「監理団体許可申請書」の文字及び第1面上方の1の全文を抹消すること。また、2欄の「※事業所枝番号」の「※」の文字を抹消し、該当する事業所の事業所枝番号を記入し、監理団体許可証に事業所枝番号がない場合は「001」を記入すること。なお、事業所枝番号が複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 1欄の⑤について、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 1欄の⑦は、措置の有無につき該当するものにチェックマークを付すこと。また、「有」の場合には外部監査を実施する者の氏名又は名称を、「無」の場合には指定外部役員の氏名を記載すること。
- 6 1欄の⑧は、申請者の法人の種類について該当するものにチェックマークを付すこと。
- 7 1欄の⑨は、移行対象職種・作業である場合には、法務大臣及び厚生労働大臣が別途定めるコード表を参照した上でコード番号、職種名及び作業名を記載すること。また、その記載事項の全てを欄内に記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 8 法第27条第2項の規定により読み替えて適用する職業安定法第32条の12第1項の規定による届出は、1欄の⑨の記載により行うものとする。
- 9 2欄は、申請者が監理事業を行おうとする事業所を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 10 3欄は、申請する事業の区分につき該当するものにチェックマークを付すこと。
- 11 4欄は、申請者が団体監理型技能実習の申込みの取次ぎを受けることを予定している外国の送出機関を全て記載すること。複数あるときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。同欄の①について、外国人技能実習機構のホームページにおいて公表されている外国の送出機関に係る番号を記載すること。当該番号が公表されていない場合には、外国人技能実習機構から提示された整理番号を記載すること。
- 12 5欄は、申請者が団体監理型技能実習生になろうとする者から直接団体監理型技能実習の申込みを受けようとする場合があるときに記載すること。
- 13 6欄及び7欄は許可の有効期間の更新を申請するときのみ、また、8欄は許可を申請するときのみ、それぞれ記載すること。
- 14 10欄は、許可の申請又は許可の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。その他伝達事項があれば併せて記載すること。
- 15 収入印紙は、申請書の正本にのみ貼り、消印をしないこと。

第 2 面

私（申請者）は、法第 26 条各号に規定する下記欠格事由のいずれにも該当しないこと及び監理責任者が同条第 5 号イ（法第 10 条第 11 号に係る部分を除く。）又はロからニまでのいずれにも該当しないものであることを確認しましたので、その旨をここに誓約します。 □※

（注意）

申請者本人がチェックマークを付すこと。

【法第 26 条各号に規定する欠格事由】

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）（抄）
（許可の欠格事由）

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十三条第一項の許可を受けることができない。

- 一 第十条第二号、第四号又は第十三号に該当する者
- 二 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 三 第三十七条第一項の規定による監理許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 四 第二十三条第一項の許可の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 五 役員のうちに次のいずれかに該当する者があるもの
 - イ 第十条第一号、第三号、第五号、第六号、第十号又は第十一号に該当する者
 - ロ 第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）又は前号に該当する者
 - ハ 第三十七条第一項の規定により監理許可を取り消された場合（同項第二号の規定により監理許可を取り消された場合については、第一号（第十条第十三号に係る部分を除く。）に該当する者となったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ニ 第三号に規定する期間内に第三十四条第一項の規定による監理事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の役員であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの
- 六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（認定の欠格事由）

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条第一項の認定を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 二 この法律の規定その他出入国若しくは労働に関する法律の規定（第四号に規定する規定を除く。）であって政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第一百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二百二条、第二百三条の二若しくは第二百四条第一項（同法第二百二条又は第二百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六條前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 五 心身の故障により技能実習に関する業務を適正に行うことができない者として主務省令で定めるもの
- 六 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 七 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者
- 八 第十六条第一項の規定により実習認定を取り消された者が法人である場合（同項第三号の規定により実習認定を取り消された場合については、当該法人が第二号又は第四号に規定する者に該当することとなったことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取

締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第十二号、第二十五条第一項第五号及び第二十六条第五号において同じ。）であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

- 九 第八条第一項の認定の申請の日前五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第十三号及び第二十六条第六号において「暴力団員等」という。）
- 十一 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行令（平成二十九年政令第百三十六号）（抄）
（法第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの）

第一条 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第十条第二号の出入国又は労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十七条（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第八十九条第一項又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第四十四条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第百十八条第一項（労働基準法第六条及び第五十六条の規定に係る部分に限る。）、第百十九条（第一号（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条の規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）及び第百二十条（第一号（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百二十一条の規定
- 二 船員法（昭和二十二年法律第百号）第百二十九条（同法第八十五条第一項の規定に係る部分に限る。）、第百三十条（同法第三十三条、第三十四条第一項、第三十五条、第四十五条及び第六十六条（同法第八十八条の二の二第四項及び第五項並びに第八十八条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定に係る部分に限る。）及び第百三十一条（第一号（同法第五十三条第一項及び第二項、第五十四条、第五十六条並びに第五十八条第一項の規定に係る部分に限る。）及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第百三十五条第一項の規定（これらの規定が船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）
- 三 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定
- 四 船員職業安定法第百一条から第百十五条までの規定
- 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十一条の三、第七十一条の四、第七十三条の二、第七十三条の四から第七十四条の六の三まで、第七十四条の八及び第七十六条の二の規定
- 六 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十条の規定及び同条の規定に係る同法第四十二条の規定
- 七 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第四十条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定及び当該規定に係る同条第二項の規定
- 八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 九 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十条の規定
- 十 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定
- 十一 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定
- 十二 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十九条、第二十条及び第二十一条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二十二条の規定
- 十三 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第六十二条から第六十五条までの規定
- 十四 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定
- 十五 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第百十八条、第百十九条及び第百二十一条の規定、船員職業安定法第八十九条第八項の規定により適用される船員法第百二十九条から第百三十一条までの規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十九条及び第百二十二条の規定

○ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省・厚生労働省令第三号）（抄）

（技能実習に関する業務を適正に行うことができない者）

第十六条の二 法第十条第五号（法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の主務省令で定めるものは、精神の機能の障害により技能実習に関する業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

